

家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成23年12月1日（木）午後3時から午後5時まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順）

青山善充，小島敏則，高麗邦彦，小宮山了三，清水研一，澄川洋子，竹内景子，
楯香津美，西岡清一郎，水野あゆ子，三矢恵子，村田珠美

第4 テーマ

面会交流について

第5 議事

1 新委員あいさつ（澄川委員）

2 面会交流について

(1) テーマ選択について

（委員長）

家庭裁判所で取り扱う家事事件は，離婚を含めた夫婦の問題が中心であるが，その中で未成年の子どもがいるケースが非常に多い。平成23年6月に民法が一部改正され，子どもの監護のためにいろいろな取決めをすべきことが明文で規定された。今回は，そのうちの面会交流の問題について，東京家庭裁判所が現在どのような運用を行っているか紹介し，今後どのようなことを行ったらよいかについて意見を伺い，協議したい。

(2) 冒頭説明

（説明者）

a 面会交流とは

一般的に面会交流とは，「離婚後又は別居中に，子どもと一緒に暮らし

ていない親が子どもと面会等を行うこと。」，「夫婦が離れて暮らすことになってからも，一緒に暮らしていない親と子どもが定期的，継続的に交流を保つこと。」などと言われている。かつては，「面接交渉」という表現を用いていたが，現在ではより分かりやすい「面会交流」という表現を使うことが多くなっている。

b 面会交流の実態

家庭裁判所は離婚の調停や裁判を行う機関ではあるが，離婚した夫婦の88%は家庭裁判所の手続を経ない協議離婚であるため，そのような夫婦が面会交流に関してどのような話合いや取決めをしたのかはよく分からないのが実情である。一方で，比率としては少ないが，離婚全体の10%強は，調停離婚など家庭裁判所の手続を経て離婚しており，この中には，面会交流を巡ってかつて紛争があったケースや今も争っているケースがある程度含まれている。また，協議離婚後に父母間に面会交流に関して紛争が生じる場合や離婚前の別居段階で面会交流について争う場合もある。これらを合わせれば，面会交流が円滑に行われていない親子は少なからずいると思われる。紛争解決を求めて家庭裁判所の手続を利用する人の数は少ない。

(3) 民法の一部改正の概要等

(説明者)

a 家庭裁判所で面会交流を扱う手続の概要

家庭裁判所で面会交流が問題になるケースは，大きく分けて二つある。一つ目は，夫婦関係調整調停事件や人事訴訟事件で，離婚の際の条件の取決めの一内容として面会交流が問題となるケースである。二つ目は，別居や離婚の際に面会交流について条件を定めなかった場合や条件を定めたものの面会交流がうまく行われていない場合などに，面会交流だけが問題となって調停や審判が申し立てられるケースである。

いずれのケースでも、家庭裁判所では、家庭裁判所調査官が関与して、何が子どもの利益となるかを考えながら手続を進めており、虐待やDVなど面会交流を禁止すべき事情がない限りは、面会交流の回数、日時、場所及び方法などの取決めをすることになる。その際、面会を行うに当たって父母が注意しなければならないような事項があれば、家庭裁判所が助言するなど、親子が継続的かつ円滑に面会交流ができるように努力しているところである。

b 民法の一部改正の概要

平成23年6月に成立した民法の一部改正では、面会交流に関する規定についても改正があった。この民法の改正は、増加している児童虐待を防止し、児童の権利や利益を守ることを目的として行われたものであり、児童虐待等がある場合に親権を一時的に制限できる制度などが新たに設けられた。また、現在の民法766条1項は、子どものある夫婦が離婚の際に定めるべきこととして、「子の監護をすべき者」しか挙げていないところ、離婚後に面会交流が円滑に行われ、養育費が支払われることが子どもの利益になるという考え方にに基づき、面会交流と養育費の二つについても離婚時に定めるべき事項の例として新たに明示された。その上で、面会交流や養育費に関する協議に当たっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とされた。今回の改正により、協議離婚の際にも面会交流や養育費について定める必要があるとの認識が広まることが期待されている。

(4) 面会交流に関する統計

(説明者)

家庭裁判所で取り扱った面会交流に関する事件数を紹介する。まず、家庭裁判所全体における平成11年と平成22年の事件数を比較すると、面会交流事件の既済数は、約3.6倍になっている。次に、申立人が父親である割

合は、平成11年に53%であったものが、平成22年には66%になっており、平成11年以降、ほぼ一貫して上昇傾向を示している。面会交流事件の終局結果については、平成22年で言うと55.5%は話し合いがまとまって調停が成立し、次いで33.9%が取下げ、裁判官が申立ての内容を認める認容審判が6.1%、裁判官が申立ての内容を認めなかった却下審判が2%となっている。この割合は、平成11年からほぼ同じ傾向を示しているが、認容審判の割合が平成11年に3%だったものが、平成22年には6%になっており、若干増えている。

面会交流の対象となっている子どもの年齢は、認容審判と調停成立のケースに限って説明すると、3歳から7歳がピークとなり、その後年齢を重ねるにしたがって減少する傾向が見られる。この傾向は、平成11年も平成22年も変わらないが、平成11年に認容審判、調停成立に占める3歳から7歳の割合が53.7%だったものが、平成22年には48%と減少しており、3歳から7歳の範囲以外の子どもについても面会交流の取決めがされるケースが増えていることがうかがわれる。

最後に、面会交流事件の審理期間は、平成22年は約6か月となっており、養育費や離婚等に関する調停がいずれもほぼ4か月であることと比べて、約1.5倍の期間となっており、多少審理期間が長めという特徴が見られる。

(5) 面会交流が増加している背景事情

(説明者)

a 離婚の増加

戦後の我が国において、家庭や家族の姿は大きく変貌してきた。昭和22年の民法改正によって家制度が廃止され、家の統率権限が与えられていた戸主の制度がなくなり、また、産業構造の変化に伴う都市部への人口の流入、男女平等理念の普及、高齢化社会などの要素も影響し、家庭や家族の姿、スタイルが大きく変わった。家庭や家族の在り方が変わる中で年々

離婚が増加し、平成20年の離婚件数は、ピーク時より少ないものの、昭和25年の離婚件数の3倍以上になっている。離婚が増えれば、当然親が離婚した未成年の子どもの数も増えるが、そのような子どもの数は、昭和25年は8万人余りだったものが、平成14年には30万人弱、平成20年には約24万5,000人となっている。

b 父親の意識の変化

離婚の際に未成年の子どもの親権者として父親と母親のどちらが指定されるかということについて、戦後しばらくは、父親が親権者になるケースの方が多かったが、昭和40年を境に母親が父親を上回り、その後も年々増加して、現在は8割以上のケースで母親が親権者に指定されている。子どもが一人の場合に限れば、母親が親権者に指定される比率は85%以上となっており、その背景には、戦後しばらくの間、実質的には残っていた家制度が次第に衰退していったこと、女性の経済的自立が進んだこと、母子福祉制度が充実したことなどが考えられる。

母親が親権者に指定されるケースは増えているが、父親の子どもへの関心や愛情が減っているわけではなく、むしろ、夫婦共働き家庭が増える中で、父親も可能な限り子育てに加わる家庭が若い世代を中心に増えていると思われる。父親が育児参加すれば、父親の子どもへの関心や愛情は更に増すと考えられ、少子化も進む中で、この傾向は今後益々強まっていくと考えられる。離婚時の親権者を母親に譲ったとしても、離婚後に子どもとの面会交流を求める父親が増えており、家庭裁判所の統計にも現れているとおり、面会交流を実施するかどうか、実施する場合に頻度や方法をどうするかなどを巡って、親権者や監護者である母親と面会交流を求める父親が争うケースが増えている。

c 面会交流に関する世論の変化

昭和61年と平成18年の世論調査を比較すると、「離婚後の子どもに

とって一緒に住まない親との接触を持ち続ける方が良いと思うか？」という質問に対し、「良い。」と回答した人は40%から73%に増え、「そうは思わない。」と回答した人は15%から5%に減っている。面会交流に関する考え方について、「離れて暮らす親は、陰から子どもを見守るべきである。」という考え方もあれば、「離れて暮らす親もできるだけ子どもと交流した方が良い。それが子どもにとっても幸せなことである。」という考え方もあるが、20年前と比べて人々の意識が大きく変わり、現在は後者が主流を占めている様子である。

(6) 意見交換

(委員)

調停で話合いがまとまらず、審判となった場合、仮に面会交流を認める審判が出たとしても、紛争中の夫婦が協力しながら面会を行っていくのは、なかなか難しいことである。紛争中の夫婦が協力し合いながら妥協線を見付けられるのは、調停以外にないのではないかと思われる。そして、実際に調停成立後や審判後にどの程度面会交流が実施されているのか知りたいと思う。

(説明者)

面会交流について調停や審判で決まったとしても、なかなかうまくいかないケースはある。取決めどおりに面会交流が行われない場合には、面会交流を求める側から家庭裁判所に履行勧告という手続の申出をしてもらい、家庭裁判所から相手方に対し、面会交流の実施を促す方法が考えられる。ただし、履行勧告を行ってもうまくいかないケースについて、家庭裁判所で更なる手続を行うとすれば、再度調停をやり直すということになる。

(委員)

面会交流の調停や裁判上の和解などが成立した後、面会交流がうまくいかず、新たにトラブルになり弁護士に相談されるという人も多い。例えば、

宿泊付きの面会交流を行った母親から、面会交流が終わっても父親が子どもを返してくれないが、どうしたらよいかとの相談を受けて、人身保護請求の申立てをしたことがある。また、DVが原因で離婚した夫婦の事例では、面会交流の際に父親が子どもに何かと説教をしたり、母親に対してメールや電話で頻繁に子どものしつけについてあれこれ言ってきたりして、母親から、こうなることが分かっていたから本当は会わせたくなかったのに、家庭裁判所でこんな約束をさせられて、何とかならないかとの相談を受けたことがある。そういった事例では、家庭裁判所で再調停を行うことがあるが、あまり良い解決ができず、更に深刻化する例もあった。

そのほか、子どもに会えない父親が母親に対して慰謝料請求の裁判を起こしたことで更に関係がこじれ、泥沼状態になった事例もあり、離婚した親同士が互いに憎み合い、顔も見たくないという状況では面会交流もうまくいかないのです、どのように親の気持ちの整理を付けるかということが大切であるように思う。

(委員)

DV等が原因で離婚し、DVを受けた親が子どもを養育している場合、面会交流の際に親に掛かるストレスが大きい。一般論として子どもには離れて暮らす父親と会う権利があり、会わせるべきということは頭では分かっていますが、いざそうなると会わせたくない気持ちが強くなると思う。子どもが小さいうちはどうしても母親が面会場所まで連れて行かなければならず、その際に相手方と顔を合わせる事が非常にストレスになる。子どもが赤ちゃんのときに離婚したようなケースでも面会交流を行うことが子どものためになるのかは正直なところよく分からない。

(説明者)

以前は母性優先という考え方が強く、その影響からか面会交流を制限する傾向が見られたが、その後、ワラシュタインなどのアメリカの学者が2

5年にわたる追跡調査をした実証的研究の結果、両親の離婚後、父母と良い関係を持ち続けた子は、高い自尊感情を持ち、抑うつ感情が相対的に低い傾向がある旨の報告がされ、離婚後の育児における父母の協力の必要性が強調されるようになった。一般的には、面会交流がうまく行われていると、子どもはどちらの親からも愛されていると感じ、両親の離婚や別居といった辛い出来事から立ち直ることができると言われている。その後、研究も進み、日本でもいろいろな研究がなされているようである。親同士の強い葛藤状態に子どもが巻き込まれたり、親が面会交流を強く求めたが継続的に実施しなかったこと等からかえって子に対して悪影響があるというものや、逆に、緩やかに長い期間面会交流を続けたことで子どもの成長に良い影響があったとの研究結果もあると聞く。

(委員)

DV被害を受けて離婚を希望する女性にとって一番大きな問題は、親権者となるためにどうしたらよいか、親権者となった後の面会交流にどう対応したらよいかということである。父親から母親に対するDVが圧倒的に多いが、DV被害を受けた母親は、子どもにDVを見せること自体が児童に対する心理的虐待であるにもかかわらず、心理的虐待を与えている父親と面会交流をさせなければいけないのかとの疑問を抱いている。DV被害を受けた親は、精神的なダメージが残っているため、DVの加害者と接することで当時の暴力を思い出してパニックになることもある。実際に、DVが原因で離婚した場合や離婚調停の係争中にDVの加害者が面会交流を求めた場合、家庭裁判所ではどのように対応するのか。

(説明者)

面会交流を禁止すべき事情の典型例は、虐待やDVであるが、基本的には子どもの福祉に資するかという観点から、虐待やDVの程度及びそれらが今後の親子関係にどのような影響を与えるかも含めて個別の事案ごとに

判断している。仮にDVがあった場合でも、実際にどれだけの悪影響を子どもに与えているかによって事情が異なるので、面会交流を禁止するまでの事情はないと判断されることもあると思われる。

(委員)

DVから逃れて別の場所で暮らしている場合、現時点でのDVはないが、精神的な面から見れば加害者の存在を感じることで更にパニックになることもある。それは、被害を受けた親の問題なので、子どもの観点から見ると少し違うという考え方もあるかもしれないが、せめて母親が精神的に落ち着いてから始める方法は採れないものかと思う。

(説明者)

面会交流を求める側の意識について、自分の子どもと会うのは親として当然であるとして、面会交流を強く求めるケースが増えている。背景としては、少子化、核家族化などいろいろ考えられるが、子育てに対する父親の意識が高くなっていることも一つと思われる。子どもを監護していない親側の子どもの成長をしっかりと見届けたいという思いのほか、家庭裁判所を利用するところまでこじれてしまった家族の中には、離婚に伴う喪失感の代償や離婚に伴う感情のもつれ、監護親に対する不満などが根底にあり、持って行き場のない気持ちが面会交流を求めるという形になって現れていることもある。

他方、面会交流を求められる親の中には、相手と完全に別れてすっきりしたいという気持ちがあり、離婚後も子どものことに関して相手方と連絡を取り合わなければならないことを頭では理解していても、なかなかそういう気持ちになれないという人が多い。特に離婚や別居時にDVを受けていたり、紛争が長期化していたりする場合は調整が難しい。

(説明者)

民法766条の改正時にも議論されたが、子どもに会うことを親の権利

と規定している国もある一方で、日本においては、面会交流が子どものためという観点から、親の権利ではないとするのが一般的な見解と思われる。面会交流は親の権利であると主張する人に対しては、少なくとも現在の日本の民法上は、親の権利として面会交流権を定めているわけではなく、離婚後に子どもを監護していくことについてきちんと親同士が協議し、協議ができない場合は、家庭裁判所が子どもの福祉の観点から子どもに適した監護の内容として面会交流を定める権限を持っていると説明している。

家庭裁判所は、いわば処方箋を書く機関であり、その処方箋に従って実際に行動するのは父親、母親である。家庭裁判所が処方箋を書く際、当事者が実行可能な処方箋を書くわけだが、実際上はいろいろと難しいところがある。調停や審判で当事者に向かい合うときは、家庭裁判所で決めた約束事や家庭裁判所が決めたことには従ってもらうように重々説明している。家庭裁判所としては、当事者になるべく自立して、約束を守れるように援助している。

(委員)

子どもの視点に立って考えると、例えば、小学校高学年や中学生の子どもの中には、親と話したくないと言う子どももいると思うが、そのような場合にも面会交流を認めることが多いのか。それに関連して、調停や審判の手續において、家庭裁判所調査官が子どもの意向を調査する際、どのように子どもの意見を聞くのか。

(説明者)

面会交流が子どものための制度である以上、当然子どもの福祉に沿う形で子どもの意向や心情を反映させた解決を図っている。ケース・バイ・ケースだが、一般的に子どもの年齢が高ければ直接的に意見を聴取しており、概ね小学校高学年以上の子どもには家庭裁判所調査官が家庭裁判所で子どもに面接して意向を聴取し、それより年齢が低い子どもについては家庭訪

問などをして、家庭での様子や親子の交流場面を観察したり、簡単な問いかけや心理テストなどを実施したりして、工夫しながら心情や意向を確認したりすることが多い。また、東京家庭裁判所には、子どもが比較的リラックスして過ごせる児童室が設置されており、場合によっては児童室で子どもの状態や親子の交流場面を観察するなど、きめ細かく調査している。

(委員長)

先程、家庭裁判所が処方箋を示すという話があったが、家庭裁判所が調整することが難しいのはどのようなケースなのか。

(説明者)

特に夫婦間の紛争が激しいケースでは、互いに反発し合う感情が強いで調整が難しく、逆に、さほど夫婦関係がこじれずに離婚しているケースでは、面会交流もスムーズに決まることが多いなど、離婚時の紛争の激しさや双方の当事者の関係性による要因が大きいように思われる。また、子どもを監護している親が再婚している場合、新しい家族関係を作っている段階で面会させると子どもが動揺するとして、面会交流を拒否することがある。そのほか、子ども自身が親同士の紛争に巻き込まれて心情が不安定になっていたり、会わせる側の親が紛争の中で疲れ果て、精神的に不安定になっていたりするケースでは、調整が難しくなる。

(説明者)

例えば、DVのケースで、母親が子どもを監護している場合では、過去にDV被害を受けて現在も精神的に不安定なので、父親とは接触したくないという人が多い。他方で、面会交流を求める父親は、親として子どもに会う権利がある、又は子どもも父親に会いたいはずであり、子どもに聞いてみてくれと言うケースが多い。家庭裁判所としても、子どもの意向は関心があるところであり、子どもの年齢に応じて家庭裁判所調査官の調査を行うなどしている。一般的に親子の交流の重要性を説明することも重要で

あるが、両親の心に響くことが多いのは、家庭裁判所調査官が子どもに面接し、子どもの言葉として、どうも父親に会いたいようだということが分かったり、家庭裁判所の児童室で子どもが喜んで父親に飛びついた場面を母親が実際に目にしたりするなど、その家族の中で転機になる出来事があった場合には、調整がうまく進むように思われる。

(説明者)

親子の問題以前に元夫婦のところでこだわっている人が多いので、多少遠回りになっても、過去の夫婦や親子の様子を丹念に双方から聞くことも大切である。特に、別居時点の精神的ショックから当時の心情に強くこだわり先に進めなくなっている人については、当時の様子を一緒に振り返って紛争を主観的に再整理させることで、次のステップに進めることもある。また、子どもは、離れて暮らしている親と会って喜ぶことが多いので、その様子を直接的、間接的に監護者に伝えていく作業も必要である。

(委員)

日本人は、ずっと我慢を続けて耐えられなくなったところで離婚するケースが多いが、アメリカでは人間関係が決定的に破壊される前に別れるケースが多いように思われる。日本では、将来子どもが健全な社会人となるよう育てることについて、父親と母親が圧倒的に責任を持っているが、核家族化して少子高齢社会になると親子の結び付きが非常に緊密になり、親離れ子離れができなくなる。家庭裁判所だけが夫婦関係が破綻した場合の受皿となるのではなく、子どもの教育に関して、学校、行政、地域社会、民間がもう少し協力し合うことが必要ではないか。小さな子どもが自分の胸に抱えきれない不安を抱いているというのは、社会全体の問題であって、家庭裁判所が全部引き受けることは到底できない。どちらの親が悪いということではなく、解決するには大きな視野が必要である。

面会交流の権利に関して、日本民法は非常に古く、親権という言葉が依然として残っているが、親権という言葉は親が子どもに対して何かの権利を持っている印象を与え、大変違和感があり、反省すべき問題と思われる。

(委員長)

家庭裁判所では親に対して、親権は権利ではなく義務であると説明することもあるが、権利であると主張された場合には説明に悩むところである。

(委員)

最近では、携帯やメールが出てきたので、例えば、離婚して面会交流ができない場合などに子どもと父親、母親がメールで意見交換できるようなシステムを調停条項で認める、又は監護している側の親が邪魔しないといった解決方法があってもよいのではないか。

(委員)

面会交流について、オール・オア・ナッシングと考える人もいるかもしれないが、きめ細かく考えていくことが大切である。直接的な面会交流以外にも、手紙や写真のやり取りといった間接的な方法により徐々に心を解きほぐし、直接的な面会交流に結び付けるという対応もある。

(説明者)

例えば、自分の意思をはっきりと伝えられる年齢の子どもについては、父親が携帯を買い与えるなどして、面会交流の日時等の設定について実際上の連絡を取れるようにし、母親はそれを妨げないといった具合に、子どもと父親でやり取りすることを前提に解決したケースがあった。そのような場合、携帯を買い与えることを調停条項化するのではなく、調停成立前に実現できる環境整備を整えた上で、調停を成立させることもあり得る。

(委員)

DVの話に戻るが、母親がPTSDにより恐怖心が残っていて、父親のことを思い出ただけでパニック状態になるような状況だったが、子ども

がある程度自分の意見が言える小学校高学年や中学生に上がる年齢で、子どもに任せる形でうまくいった事例もある。一定以上の年齢の子どもが自分から会いたいと言うときには、直接子どもの気持ちを聞くことによって解決の糸口が見えることもあると感じている。子どもから話を聞く際に家庭裁判所調査官はどのような注意をしているのか。

(説明者)

家庭裁判所調査官が子どもから話を聞く場合は、親の影響が及ばないように配慮している。例えば、同居している親の隣で話を聞くと、やはり同居している親の影響を受けやすく、反対当事者から見れば、何で同席しているところで話を聞くのかということになる。なるべく中立的な形で話を聞くため、年齢の高い子どもには家庭裁判所に来てもらうようにしている。また、子どもの年齢や性格に合わせて話を聞くとともに、話の中身だけではなく、子どもの仕草や周りから得られた情報を基に子どもがどのような気持ちでいるか読み取ることを心掛けている。

(委員長)

今回は、非常に難しいテーマだったが、各委員から貴重な意見を伺えたので、今後の参考にさせていただきたい。

3 次回予定

平成24年3月14日(水)午後3時

以 上